

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第270号)

平成15年9月25日

横 情 審 答 申 第 270 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月20日建北指第1148号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請中の「概要・外部仕上げ表」」及び「工事監理者及び工事施工者選任届（平成12年5月11日受付）に添付された「工事請負契約書」の写し」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請中の「概要・外部仕上げ表」」及び「工事監理者及び工事施工者選任届（平成12年5月11日受付）に添付された「工事請負契約書」の写し」の個人情報を全部開示とした決定は、妥当ではなく、対象外とした部分については、異議申立人の個人情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「確認番号第 H11 認建横北 002787 号建築確認申請中の「概要・外部仕上げ表」（以下「文書1」という。）及び工事監理者及び工事施工者選任届（平成12年5月11日受付）に添付された「工事請負契約書」の写し」（以下「文書2」という。）（以下文書1及び文書2を「本件申立文書」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年12月12日付で行った開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第1項に該当するため全部を開示したものであって、対象外とした部分及びその理由は、次のように要約される。

(1) 文書1について

文書1は、第三者が申請者となっている建築確認申請書に添付された行政文書であり、文書1に記録された建築主名は、設計者、工事監理者である事業者が記載してきたもので、実際の建築主については、当該建築確認申請書に記載された第三者であると解釈する。

したがって、文書1の建築主名をもって共有名義とは断定できず、文書1の公にされている工事名称欄を除く他の情報については、建築確認申請者である第三者の個人情報と判断し、異議申立人（以下「申立人」という。）の個人情報には該当せず対象外とした。

(2) 文書2について

文書2は、申立人を含む発注者と第三者である工事請負者及び工事監理者の間で

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提出された建築確認申請書を受理し、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書（中間・完了検査）等の検査申請書の受理と現場検査を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項により、建築主より提出された建築確認申請書に添付された概要・外部仕上げ表及び横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例20号。以下「建築基準条例」という。）第56条の4により、建築主より提出された工事監理者及び工事施工者選任届に添付された工事請負契約書の写しであることが認められる。

ア 文書1について

文書1には、工事名称、敷地状況、構造・規模、面積、床面積、外部金物、外部仕上げ、その他の工事範囲等が記録されている。

イ 文書2について

文書2は、発注者住所・氏名・印影、請負者住所・氏名・印影、工事名、工事場所、工期、引渡の時期、請負代金額、工事価格、請負代金の支払い、監理者住所・氏名・印影等が記録されている。

(3) 対象となる個人情報について

ア 条例第2条第2項では、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。

「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、個人の住所、氏名等により、ある情報が特定の個人に関するものであるかが分かるもの、又は氏名等の記載がなくても当該記録の内容から、またその情報と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るものをいうものである。

イ 実施機関は、文書1に記録された建築主名は、設計者、工事監理者である事業者が記載してきたもので、実際の建築主については、当該建築確認申請書に記載された第三者であり、工事名称、建設地、申立人に係る建築主名、住所、電話番号、主要用途、工事種別、工期等が記録されている工事名称欄について申立人の

個人情報とし、その他の部分については、建築確認申請者である第三者の個人情報と判断し、申立人の個人情報には該当せず対象外としたとしている。

ウ また、文書2は、申立人を含む二人の発注者と第三者である工事請負者及び工事監理者の間で締結されたものであり、申立人以外の発注者、工事請負者及び工事監理者である第三者が意思を表示した部分については、当該第三者の情報と判断し、申立人の個人情報には該当せず、対象外としたとしている。

エ 文書1は、実施機関が説明するように、設計者、工事監理者である事業者が記載したものであると認めることができ、当該事業者が建築主について、申立人と他の第三者を連名とした背景には、文書2において、申立人と他の第三者が連名で当該工事請負契約書に記名押印していることに所以していると考えられる。

したがって、文書2により、申立人が当該建築物の工事発注者のひとりであるということが明らかであり、文書1は、申立人と他の第三者が発注した当該建築物の概要・外部仕上げに関する情報が記録されているのであるから、文書1全体が、当該第三者の個人情報であるとともに、申立人の個人情報でもであると認められる。

オ 文書2は、申立人を含む二人の発注者と請負者、監理者とが合意に至った意思表示の内容について文書化した契約書であり、通常、契約の当事者がそれぞれ保有しているものであり、申立人以外の発注者、工事請負者及び工事監理者である第三者が意思を表示した部分についても、当該第三者の情報であるとともに、申立人の個人情報でもあり、文書2全体が申立人の個人情報であると認められる。

カ したがって、本件申立文書のうち、実施機関が対象外とした部分については、申立人の個人情報として対象としたうえで、条例第17条各号に定める非開示事由に該当するか否かの判断をすべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち対象外とした部分を除いて、個人情報全部開示とした決定は、妥当ではなく、対象外とした部分については、申立人の個人情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議